

平成 29 年度 事業計画

公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会

【基本方針】

わが国の経済状況は、大胆な金融政策、経済政策のもと、企業収益や雇用情勢の改善が図られ緩やかな回復基調が続いていると言われますが、景気回復が家計に届いているという実感は乏しく、依然として、個人消費は足踏み状態が続いております。

大阪労働局が発表している「1月の大阪の有効求人倍率」は、1.46倍で、12月に引き続き高水準を維持しており、雇用状況の一部には明るさがみられますが、ひとり親家庭や寡婦を取り巻く社会環境は依然として厳しく、就業や子育てにおいてもまだまだ厳しい環境にあるのが現状です。

大阪市では、平成27年度から5年間のひとり親家庭等の自立を支援する各種施策の方向性を示す「ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立促進のための支援に取り組んでいます。

この計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」などの改正趣旨に添い、ひとり親家庭を取り巻く様々な状況を踏まえながら、「就業支援」「子育て・生活支援」「養育費確保に向けての支援」「経済的支援」「サポート体制の充実」を施策目標とし、総合的・計画的な施策を切れ目なく推進するための計画となっております。

「公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会」（以下「当会」という。）におきましても、引き続き、市民に開かれた公益法人としてひとり親家庭並びに寡婦福祉の向上に努めるとともに、母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」（以下「愛光会館」という。）が、ひとり親家庭等の福祉推進の施設としての役割が果たしていけるよう、「ひとり親家庭等自立促進計画」の実現に向けた取り組みを行います。

当会は、平成18年度より「愛光会館」の指定管理者として、施設の適切な管理と事業の効果的かつ効率的な実施を行ってきました。

昨年、平成28年度から32年度の5年間においても指定管理者として指定されたので、今年度も引き続き施設の適正な管理等を図ってまいります。

また、当会の事業運営にあたっては設立目的である「ひとり親家庭等の経済的自立とその子どもの健全育成」をめざして、時代の新たなニーズに即応できるよう、当事者としての「生活体験・共感」を大切に、次に掲げる具体的視点から、ひとり親家庭等の福祉の増進に努めていくこととします。

- 人権を尊重する
- 育ちを支援する
- 当事者の視座を生かす
- 経済的自立を支援する
- 利用者本位のサービスを提供する
- 絆と共助を大切にする

I. 公益目的事業

公益に資する事業として愛光会館の管理運営事業、受託事業としてひとり親家庭等日常生活支援事業及びエンゼルサポーター派遣事業を実施します。

【1】愛光会館管理運営事業

1 愛光会館の管理運営

愛光会館は、「母子・父子福祉センター」として、ひとり親家庭・寡婦福祉事業の活動の拠点施設として、ひとり親家庭等の生活・法律相談や各種の就業支援講習会、就業相談、就業情報の提供、職業紹介を行うほか、各種会議、研修会、集会の場などに利用される施設です。運営にあたっては当事者団体としての視点から、まず、安心して気持ちよく利用できることを第一とし、利用者の意見や要望・満足度等を把握するためのアンケート等を行い身近な利用施設としての知名度アップと運営の一層の活性化を図っていきます。

また、平成19年3月に設置した「愛光会館運営委員会」では、外部委員等からの意見や助言を求め、効率的で円滑な事業運営に努めていきます。

2 講演会、講習会その他教養講座の開催

ひとり親家庭や寡婦の福祉増進、子どもの健全育成をめざし、次の各種事業を推進します。なお、各種事業の実施にあたっては、広くひとり親家庭等に参加を求めるとともに、既に実施している事業の見直しやニーズの高いものを事業化するなど、社会・経済状況に応じた事業展開に努めていきます。

(1) 健全育成事業

日常生活から離れ、親子が心にゆとりを持ってふれあい、新たな発見や絆を深め、また子どもたちの自立と社会性を育むための事業を実施します。そして親同士の情報交換、交流の場も提供することにより、参加者の悩みや孤独感の解消を目指します。

① 親子交流事業

社会から孤立しがちなひとり親家庭を対象に、親子で参加、体験できる学習や、自然に触れる体験の講座など、共同作業や学習する場を提供することにより、親子の絆を育み、孤立感の解消、子どもの健全育成を図ります。

・ものづくり体験

- ・地引網体験
- ・冬遊び体験
- ・農業体験（芋ほりのつどい）など

② 児童の体験学習事業

子どもたちが自然豊かな郊外などでの生活体験、団体行動、子ども同士の交流を通じて、規範意識、自立意識の醸成、社会性を育むことを目的に開催します。

- ・「夏期山村」体験学習（小学3年生～6年生を対象、1泊2日）

③ ひとり親教養講座・研修会

ひとり親家庭の親等を対象に、生活や子育てに役立つ意識、気持ちの持ち方といった心理、健康や医療、社会意識の向上など幅広い分野について学ぶ機会として実施します。

(2) 生活支援講習会事業

地域社会における人間関係の希薄化が、生活面での孤立化を招き、育児や生活に必要な情報が伝わらないという状況があります。

子どもの養育、健康、生活面での悩みを共有し、孤立感の軽減を図るためひとり親家庭並びに寡婦を対象に、各区において地域の状況に応じた生活支援講習会事業(講習、生活相談など)を実施します。実施にあたっては、各区共励会と連携・協力のもとで開催し、ひとり親同士が有意義な時間を過ごせるよう、託児サービスも行います。

(3) ひとり親家庭等に対する各種相談事業

① 身近な地域における相談事業

～ひとり親家庭等福祉相談所の運営および相談所員研修会の開催～

ひとり親家庭等の心身の悩み、ストレスは身近な人のアドバイスや適切な情報に救われることも多いことから、地域で気軽に相談ができるよう市内約270ヶ所（概ね市内小学校下ごと）にひとり親家庭等福祉相談所員を配置していきます。

本年度も、相談所員に守秘義務をはじめ、人権・接遇などの基礎研修と、福祉施策に関する情報提供等の研修を行い、相談業務の質的向上と内容の充実に努めていきます。

- ・相談所員全体研修及び新任相談所員研修の開催
 - ・全体研修 7月2日（日）（此花区民センター）
 - ・新任相談所員研修 6月11日（日）（愛光会館）

② 会館における各種相談

会館においては、ひとり親家庭等からの各種相談に応じます。相談対応には、福祉専門職を配置するとともに、専門家（弁護士）による法律相談も行います。

ひとり親家庭等が気軽に相談できるよう、比較的時間に余裕のある平日夜間や土曜日にも相談員を配置して、生活・育児・養育費等に関する相談に応じます。

(4) 会館及びひとり親家庭支援制度に関する広報・啓発

① 「ひとり親家庭等サポートブック」の作成

ひとり親家庭等に関する制度の紹介と利用のための手引書として「ひとり親家庭等サポートブック」を作成（40,000部）し、区役所や関係機関・団体等を通じて広くひとり親家庭等に配布します。

② ホームページの管理

ホームページについては、ひとり親家庭等への情報提供の場として、就業支援講習会や健全育成事業の周知など、引き続きより見やすい、分かりやすい内容やタイムリーな情報の掲載と適正な管理に努めます。

③ 情報紙「ひとり親家庭・寡婦福祉ニュース“OHANA”」の発行

ひとり親家庭等の福祉の情報紙として「ひとり親家庭・寡婦福祉ニュース“OHANA”」を発行（5月・9月・1月の年3回、各11,000部）し、より身近な情報の提供と市民のひとり親家庭等への理解・啓発に努めます。

④ 愛光会館の広報・啓発活動

愛光会館及び会館事業を市民に広く周知するため、各区で開催される区民まつりに参加するとともに保育所や各地域のこども食堂などへ出向き、会館のリーフレットの配布や会館事業の広報を行います。

3 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等に対し、就業の相談から各種就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉を増進するため、養育費の取り決めなど専門家による相談などを総

合的に行います。

また、ひとり親家庭等の経済的・社会的自立を図るうえで、就業の実現は喫緊の課題であることから、その実効性を高めていくため、新規求職登録者や就職者等の数値目標を設定し、センター事業を推進していきます。

(1) 就業相談と職業紹介

ひとり親等が就職するために解決しなければならない子どもの保育、キャリア等々の問題に対し、就業相談員が専門的立場で問題解消に向けた助言を行います。

職業紹介にあたっては、的確なマッチングを図るため、コンピュータシステムによる求人・求職管理を行い、利用者の情報を共有することにより、その人の生活実態に応じたきめ細かな就業相談、就業情報の提供と提供後のフォローアップの実施により、一人でも多くの就業の実現を図ります。

また、求職者が自宅からリアルタイムで就業情報が入手できる求人検索サイトを運営するとともに、履歴書・職務経歴書の作成・点検、模擬面接の実施、面接用写真の撮影サービスなどを実施し、求職者へのサポート体制の充実に努めます。

さらには、「ハローワーク求人情報のオンラインサービス」の活用により、ハローワークで受理している求人の一部を直接検索することができることから、求職者の希望条件にあった求人情報提供に努めます。

各区に配置されている大阪市の「ひとり親家庭サポーター」と就業相談員との連携を密にし、求職者の情報を共有することにより就職促進を図ります。

【相談日時】

月～土曜日 午前9時～午後5時（但し、火・金曜日は午後8時）

(2) 求人の確保

求職者個々の就労条件が多様化していることから、より多くの職種や雇用形態の求人を確保する必要があるため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携し、一層の求人確保に取り組むとともに、求人開拓に努めます。

また、ひとり親等の就業は、一般求職者に比べ厳しい環境にあることから企業団体等を通じ、ひとり親家庭等を取りまく現状の理解と啓発に努めます。

(3) 在宅就業推進事業

本事業は、IT技術の進展に伴う就業形態の一つであり、育児と就労を両立させることができることから、センター事業の一つとして実施します。

具体的には、「在宅就業推進ナビシステム」の運営を通じて、在宅就業受・発注情報の蓄積と発信を行い、登録者が受注・成約できるようコーディネートします。

しかしながら、近年、多様な働き方が求められている中であって、当事業の利用希望者は少ないことから、PC講習会の受講生等に対し「在宅ワークとは何か」とのセミナーを開催し、事業の周知を図ります。

(4) 法律相談

ひとり親家庭等の抱える養育費をはじめとする法律的な諸問題や生活上の問題、離婚を前提とした諸問題に対応するため、弁護士による無料の法律相談（昼間・夜間）を継続実施します。

【相談日】…第2水曜日（午後1時～4時） 第3水曜日（午後6時～8時）

(5) 各種就業支援講習会

ひとり親家庭等を対象に、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するために別表の「就業支援講習会」を実施します。

なお、昨年度実施した講習のなかで、受講希望の少なかった「PC検定（データ作成）3級受験コース」、「おさらいパソコン」、「介護福祉士受験対策講座」については廃止し、新たに「仕事に役立つパソコン実用コース」、「PC検定（データ活用）Basic受験対策コース」、「調理師受験対策コース」を設けるとともに、他の講座についても講座時間数の増や開催曜日を工夫するなど、自立に向けた支援を行います。

また、「就職支援セミナー」については、「仕事に役立つパソコン講座～入門編～」を除く平日コースの全講座に導入することとします。

《就業支援講習会》

| 講習会名 | | 実施回数 | 受講日数 (各回) | 定員 (各回) |
|------|---|------|--------------|------------|
| パソコン | 仕事に役立つパソコン入門コース (15 時間) | 2 | 3 | 12 |
| | 仕事に役立つパソコン～Excel・Word 編～ (52 時間) | 3 | 11 | 20 |
| | 【新規】仕事に役立つパソコン実用コース (37 時間) | 2 | 8 | 12 |
| | 【新規】PC 検定(データ活用)Basic 受験対策コース (42 時間) | 1 | 9 | 20 |
| 簿記 | 簿記検定 3 級受験コース (75 時間) | 1 | 15 | 12 |
| | 電子会計実務検定受験講座 (25 時間) | 1 | 5 | 15 |
| | 調剤事務講座 (62 時間) | 2 | 13 | 12 |
| | 医療事務講座 (125 時間) | 1 | 25 | 12 |
| | 介護事務講座 (55 時間) | 1 | 11 | 12 |
| | 【新規】調理師受験対策コース (24 時間) (学科のみ) | 1 | 12 | 12 |
| | 介護職員初任者研修 (130 時間) (旧：ホームヘルパー 2 級課程養成講座) | 2 | 25 | 20 |

【2】ひとり親家庭等日常生活支援事業（大阪市受託事業）

ひとり親家庭・寡婦からの派遣要請（技能習得のための通学・就職活動等の自立促進、あるいは疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合）に対し、家庭生活支援員を派遣します。

また、支援体制の充実と支援員の資質向上を図るため、支援員の新規募集や養成研修に加え、定期的にスキルアップ研修を実施します。

市内在住の多くのひとり親家庭の方に利用していただけるよう、引き続き市民への周知に努めます。

【3】エンゼルサポーター派遣事業（大阪市受託事業）

養育支援訪問事業の一環として、昼間に援助者のいない出産後すぐの家庭（産褥家庭）、また、区保健福祉センターが支援を必要と判定した家庭（要支援家庭）に対し、エンゼルサポーターを派遣します。

特に要支援家庭については、大阪市や当該区役所と緊密に連携を取り、母親の状況に合わせた対応を行います。

また、支援体制の充実を図るため、サポーターの新規募集や養成研修を行います。併せて市民への周知が図られるよう事業の広報に努めます。

II.法人の運営と事業

1 法人の運営

当会は、市民に開かれた公益法人として、法人情報の公開をはじめ、社会的責任を果たせるよう、会員の皆様の協力を得て事業の運営実施に取り組むとともに各区共励会を取り巻く状況の変化に対応した運営支援や会員増強活動等を行い法人の組織力強化に努め、自立した活動の推進と円滑な法人運営を行います。

(1) 会議の開催

① 総会

定時総会：平成 30 年 6 月 平成 29 年度事業報告及び決算関係

臨時総会：法人運営に必要な場合開催

② 理事会

年 4 回開催。内容は概ね次のとおり。

第 1 回：平成 29 年 6 月 平成 29・30 年度の役員を選出

第 2 回：平成 29 年 11 月 上半期の事業報告関係

第 3 回：平成 30 年 3 月 平成 30 年度事業計画及び予算関係

第 4 回：平成 30 年 6 月 平成 29 年度総会関係

ただし、法人運営にかかわる重要な事案が生じた場合は適宜開催する。

③ 市正副会長・常務理事会（役員会）

原則として、毎月第 1 火曜日に開催（午後 6 時 30 分～）

④ 各区会長会

原則として、毎月第 1 水曜日に開催（午後 3 時～）

（母子部長会との合同開催時を除く）

⑤ 各部会

母子福祉部会、寡婦福祉部会、相談所員部会および広報部会を適宜開催する。

⑥ 市母子部長会

4月、7月、10月、1月のほか、必要に応じ開催。

(内、4月、7月、10月は各区会長会との合同開催)

(2) ひとり親家庭等に対する自立支援施策の推進への協力、啓発

大阪市等が主管するひとり親家庭等に対する自立支援施策の推進等に関する各種委員会・審議会の委員等への就任など、当事者としての意見を反映できる機会には、積極的に役員を派遣して意見を具申する等ひとり親家庭等に対し施策の理解と普及のための啓発に努め、施策の円滑な推進に協力していきます。

(3) 新規会員の入会促進（会員増強月間の設置）

近年、離別等によりひとり親家庭が増加する傾向にありますが、地域社会における人間関係の希薄化により所在が潜在化し、痛ましい事象が発生していることを重く受け止め、積極的な絆作りの活動を通じて会員増強を図ります。

① 当会のホームページに常時入会の案内を掲載するとともに入会申込書のダウンロードを可能にし、申込みしやすい環境をつくります。

② 児童扶養手当の更新時期に合わせて8月を会員増強月間とし入会を勧奨します。

③ 各種の行事や講習会への参加の機会を捉え、新規会員の拡大に取り組めます。

④ 子育て中のひとり親家庭の新規入会に向け、魅力的な行事の開催など入会の動機づけとなるような取組みを進めます。

(4) 会員の継続促進

ひとり親家庭から若年寡婦へ移行する時期に退会する傾向が見られることから、当事者経験を踏まえた現役世代への相談・支援が出来る体制や自らの新たな活動の可能性について検討します。

2 法人の自主事業

協力関係団体等に事業の継続的な実施について理解をいただき、当会の自主事業として、次の事業を推進していきます。

(1) 皓養奨学資金

平成 29 年度も、(一財)皓養社からの篤志を活かし、高校 3 年生を対象に奨学資金を支給します。(90,000 円/年、100 名規模)

また、小・中・高校入学者を対象とした奨学特別一時金の給付についても継続して実施します。(小・中学校入学 10,000 円、高校入学 20,000 円)

(2) ひとり親家庭福祉大会等の開催及び参加

① 第 65 回大阪市ひとり親家庭福祉大会の開催

開催日 10 月 22 日 (日)

会 場 こども文化センター

② 全国母子寡婦福祉研修大会への参加

開催日 11 月 4 日(土)・5 日 (日)

会 場 愛知県

参加者 市役員、母子部役員等

*全国統一活動テーマ 『支え合い、共に目指そう明るい未来』

③ 近畿地区母子寡婦福祉研修大会への参加

開催日 6 月 25 日(日)

会 場 堺市 (ホテル・アゴーラリージェンシー堺)

参加者 各区会長、母子部長等

(3) 会報「葦のうた」の発行

当会の会報として「葦のうた」を発行 (7 月 7,000 部・1 月 6,000 部) し、会員への情報提供に努めます。

(4) 市連合会事業等

① 「母・父に感謝する」はたちの会

ひとり親家庭で 20 歳まで育ててもらった親へ、子から感謝の気持ちを伝える集いとして開催します。(新成人とその親、50 組 100 名規模)

② しらゆり教室

寡婦や若年寡婦の教養向上と健康管理知識の修得を目的に開催します。

(5) 公共施設内での売店事業等

自主事業費の財源確保のため、大阪市中央体育館内の売店を引き続き運営しますが、施設使用料について年々増額されていることから事業費に充当できる経費が大幅に減少しています。

また、地方自治法施行令の規定に基づく随意契約（3号随契）に係る役務の提供事業については、その内容等を検討のうえ、当会にふさわしい役務を請負っていくこととします。

(6) 大阪市、関係団体、地域等との連携

大阪市をはじめ、全国母子寡婦福祉団体協議会が行う事業に積極的に参画していくとともに、大阪府社会福祉協議会、大阪市社会福祉協議会、なにわエコ会議、大阪青少年を守る母の会などの諸団体等と連携を図りつつ、引き続き参加・協力していきます。

また、各区の地域福祉推進に係る会議については、要請により区共励会役員並びにセンターのスタッフを派遣します。

(7) その他

当会活動の充実発展、ひとり親家庭等の福祉の増進に資する事業等については、各区共励会の協力を得ながら積極的に企画していくこととします。